

虐待防止・対策指針

この指針は、宇治リハビリテーション病院（以下「当院」という。）において、高齢者虐待、障害者虐待、あるいは配偶者からの暴力等を受けた疑いのあるケースを早期に発見し、関連機関・行政・司法などとも緊密に連携をとり、速やかに対策を検討し、実行することにより、一人でも多くの方々の健全な生活・成長・発達に寄与することを目的とする。当院における虐待の予防・対応等を図るために必要な事項を定め、入院および外来患者や利用者の尊厳を守り、その権利を擁護し、健全な生活、自立と社会参加の支援に資することを目的とする。

1. 虐待防止委員会

当院が関わる高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力、あるいは当院における虐待・暴力等について、適切な対応を講じるための中核的な役割を担うため、宇治リハビリテーション病院虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 虐待対策推進についての基本方針

当院の職員（以下「職員」という。）は、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力、あるいは当院における虐待・暴力等が疑われる事例に遭遇した場合には、委員会に連絡する。
委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には委員の招集を行い、対策に介入する。
高齢者虐待、障害者虐待、あるいは配偶者からの暴力等が疑われる事例について、関連機関、あるいは場合によっては警察と連携をとって対応する。

3. 被虐待患者（疑いを含む）への対応

虐待又は虐待の疑いがある患者を発見した職員は、直ちに報告するものとする。